滋賀県介護職員実務者研修等代替職員確保事業費補助金交付要綱

（趣　旨）

第１条　知事は、多様化・高度化する介護ニーズに対応できる質の高い人材の確保と介護サービスの安定的な提供体制の確立を図ることを目的として、現任の介護職員が介護福祉士資格試験の受験の要件となる実務者研修、介護員養成研修（介護職員初任者研修および生活援助従事者研修をいう。以下同じ。）、喀痰吸引等の医療的ケアの研修、認知症ケアに携わる介護従事者の研修、介護職員チームリーダー養成研修、滋賀の福祉人研修、外国人介護専門職育成研修および介護キャリア段位におけるアセッサー講習を受講するにあたり、代替職員の配置に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和４８年滋賀県規則第９号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助金対象事業）

第２条　この補助金は、「滋賀県介護職員実務者研修等代替職員確保事業実施要綱」に基づき、同要綱で補助対象事業者とされた者のうち、別記に掲げる資格要件を満たす者が実施する事業に要する経費を交付の対象とする。

（補助額）

第３条　この補助金の交付額は、次により算出されるものとする。ただし、算出された額に

１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

２　次の表の第１欄に定める基準額と第２欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第３欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １基準額 | ２対象経費 | ３補助率 |
| 研修に派遣する職員１人につき、研修１日あたり10,000円 | 研修派遣日における代替職員の人件費（賃金（基本賃金に相当する手当を含む。）、通勤手当および派遣料） | 10/10 |

（補助金交付申請）

第４条　規則第３条に規定する補助金交付申請は、別記様式第１号により知事に提出するものとし、提出期限は別に定める。

２　補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63 年法律第108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25 年法律第226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付条件）

第５条　規則第５条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

　(1) 事業の重要な内容の変更または事業の中止もしくは廃止をしようとする場合は、知事の承認を受けなければならない。

　(2) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。

　(3）補助金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした別紙による調書を作成し、事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え当該収入および支出について証拠書類を整備し、かつ当該帳簿および証拠書類を事業完了後５年間保管しておかなければならない。

（交付決定）

第６条　知事は、補助金の交付申請があったときは、申請書の内容を審査し、交付決定を行うものとする。

（変更交付申請）

第７条　補助事業の重要な内容を変更しようとするときは、別記様式第２号を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業実績報告）

第８条　規則第１２条に規定する補助事業等実績報告は、別記様式第３号に関係書類を添えて、事業完了後３０日以内または翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

２　第４条第２項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（確定および交付）

第９条　知事は、補助事業実績報告の内容が適正であると認めたときは、補助金の額の確定を通知し、補助金を交付するものとする。

（標準事務処理期間）

第１０条　標準事務処理期間は次のとおりとする。

(1) 第６条の規定による補助金の交付の決定は、申請書が提出された日から起算して３０日以内に行うものとする。

(2) 第７条の規定による変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から３０日以内に変更交付決定を行うものとする。

(3) 第９条の規定による額の確定は、実績報告が提出された日から起算して３０日以内に行うものとする。

（消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第１１条　補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が０円の場合を含む）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（別記様式第４号）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第１２条　補助事業者は、第４条の規定に基づく交付の申請、第７条の規定に基づく変更の申請、第８条第１項の規定に基づく実績報告および第１１条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額報告については滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成１６年滋賀県条例第３０号）第３条第１項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（その他）

第１３条　知事は、規則またはこの要綱に定めるほか、この補助金の交付にあたり必要な事項は別に定める。

付　則

　この要綱は、平成２８年４月１日から施行し、平成２８年度分の補助金に適用する。

　　付　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行し、平成２９年度分の補助金から適用する。

付　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行し、平成３０年度分の補助金から適用する。

付　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行し、平成３１年度分の補助金から適用する。

付　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行し、令和３年度分の補助金から適用する。

付　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行し、令和４年度分の補助金から適用する。

付　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行し、令和５年度分の補助金から適用する。

別記

（資格要件）

１　自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
2. 暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
3. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
4. 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
5. 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
6. 上記（１）から（５）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

２　１の（２）から（６）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人でないこと。